

令和 7 年第 4 回定例会

## 民生環境常任委員會會議概要

委員長 関 貴光

副委員長 山本 武朝

**1 開催日時** 令和7年12月11日（木曜日）午前10時20分～午後0時8分

**2 開催場所** 第2委員会室

**3 審査案件**

- (1) 議案第150号 青森市環境基本条例の制定について
- (2) 議案第154号 青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第155号 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第156号 青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第157号 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について  
(青森市立すみれ寮)
- (7) 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について  
(青森市立後潟児童館等)
- (8) 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について  
(青森市立五本松児童館等)
- (9) 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について  
(青森市総合福祉センター等)
- (10) 議案第186号 公の施設の指定管理者の指定について  
(下石川ふれあいセンター)
- (11) 議案第187号 公の施設の指定管理者の指定について  
(なごやかプラザ福田)
- (12) 議案第188号 公の施設の指定管理者の指定について  
(下町幸永会館)
- (13) 議案第189号 公の施設の指定管理者の指定について  
(浪岡茶屋町会館)

#### 4 報告事項

- (1) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第10期計画の策定について
- (2) 生活保護費の保護変更決定処分に係る訴訟の判決について
- (3) 「青森市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）」に係るわたしの意見提案制度の実施について

#### ○出席委員

|           |          |
|-----------|----------|
| 委員長 関 貴光  | 委員 万徳なお子 |
| 副委員長 山本武朝 | 委員 木村淳司  |
| 委員 小熊ひと美  | 委員 竹山美虎  |
| 委員 山田千里   | 委員 小豆畑緑  |

#### ○欠席委員

なし

#### ○説明のため出席した者の職氏名

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 環境部長 佐々木 浩文   | こども未来部次長 太田直樹   |
| 福祉部長 白戸高史     | 保健部次長 福士秀徳      |
| こども未来部長 大久保綾子 | 環境政策課長 菊池朋康     |
| 保健部長 千葉康伸     | 福祉政策課長 竹内巧      |
| 市民病院事務局長 今国弘  | 保健予防課長 松島豊      |
| 浪岡振興部長 奈良英文   | こども・若者政策課長 淋代充子 |
| 環境部次長 齊藤寿一    | 関係課長等           |
| 福祉部次長 福島清裕    |                 |

#### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿崎良輔 議事調査課主査 山下貴子

**○関貴光委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、付託議案の審査に係る説明等のため、奈良浪岡振興部長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案13件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第150号「青森市環境基本条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第150号「青森市環境基本条例の制定について」御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本市における環境行政につきましては、これまで、各種法令や青森市総合計画前期基本計画に基づき、各環境施策の推進に取り組んできているところですが、令和6年3月25日にゼロカーボンシティ宣言をしたこと、また、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例が本年7月に施行されたことを受けまして、本市の環境政策の実効性を高めるとともに、体制の整備へ向けて環境の保全及び創造のために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、制定しようとするものであります。

次に、「2 制定内容」についてですが、条例案の構成としましては、前文及び第1章から第4章まで、全26条となっており、「第1章 総則(第1条—第6条)」では、この条例の目的、定義、基本理念、市・事業者・市民の責務を、「第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策」の「第1節 施策の基本方針(第7条)」では、施策の基本方針を、「第2節 環境基本計画(第8条・第9条)」では、環境基本計画を、「第3節 環境の保全及び創造のための施策等(第10条—第20条)」では、環境の保全及び創造のための施策等を、「第4節 地球環境の保全の推進(第21条)」では、地球環境の保全の推進を、「第3章 環境審議会(第22条—第25条)」では、環境審議会を、「第4章 雜則(第26条)」では、雑則について規定しております。

次に、「3 施行期日」についてですが、公布の日から施行することとしております。

それでは、条例案の具体的な内容について、2ページ以降の逐条解説で御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

まず、本条例案では、本市の環境政策の基本的な考え方・基本方針などの理念を示す条例であるため、本市の環境特性や社会的背景の認識、環境負荷の少ない持続可能なふるさと青森市を市、事業者、市民が共につくりあげていく決意など、本条

例の趣旨や基本原則を明らかにするため、前文を定めております。

4ページを御覧ください。

「第1章 総則」につきましては、第1条から第6条までとなっており、第1条では、条例の目的を明らかにしております。

6ページを御覧ください。

第2条では、条例における重要な意味を持つ、繰り返し用いられる用語について定義しております。

続きまして、9ページを御覧ください。

第3条では、環境の保全及び創造等についての基本理念を定めており、市民の生活基盤である地域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について適切に保全し、現在のみならず将来の世代へ良好な状態で引き継いでいくための基本的な考え方を定めております。

続きまして、11ページを御覧ください。

11ページから14ページまでの第4条から第6条までは、第3条の基本理念を実現するための、市、事業者、市民それぞれの責務を資料記載のとおり定めております。

以上が第1章であります。

続きまして、15ページを御覧ください。

次に、「第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策」につきましては、第7条から第21条までとなっており、「第1節 施策の基本方針」の第7条では、基本理念をもとに、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に当たっての基本的な指針について規定しており、第1号から第5号までに掲げた事項が実現されるよう総合的、計画的に行うことと定めております。

続きまして、17ページを御覧ください。

「第2節 環境基本計画」では、第8条において、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続として、市に環境基本計画の策定を義務づけること、また、19ページの第9条において、取組の実施状況等を毎年、作成・公表することをそれぞれ定めております。

続きまして、20ページを御覧ください。

「第3節 環境の保全及び創造のための施策等」のうち、第10条では、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たり、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造に配慮することを定めております。

続きまして、21ページを御覧ください。

第11条では、市は、環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るために、関係法令等に基づき、必要な措置を講ずることを定めております。

続きまして、22ページを御覧ください。

第12条では、市は、住民の生活環境を保全していくために、公害の原因となる行

為など第1項から第3項までの行為に対し、必要な規制等の措置等を講ずることを定めております。

続きまして、23ページを御覧ください。

第13条では、市は、事業者や市民が自発的に環境に配慮した対応を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めることを定めております。

続きまして、24ページを御覧ください。

第14条では、市は、環境の保全上の支障の防止に資する一般廃棄物処理施設や公共下水道といった公共施設の整備や自然環境の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずることを定めております。

続きまして、25ページを御覧ください。

第15条では、市は、事業者や市民による資源の循環的な利用等が促進されるための必要な措置を講ずるよう努めることを定めております。

続きまして、26ページを御覧ください。

第16条では、市は、事業者や市民が環境の保全及び創造について理解を深め、活動が促進されるための教育、学習等の充実について、必要な措置を講ずることを定めております。

続きまして、27ページを御覧ください。

第17条では、市は、民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるための必要な措置を講ずるよう努めることを定めております。

続きまして、28ページを御覧ください。

第18条では、市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、民間団体等の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、環境の状況等必要な情報を適切に提供するよう努めることを定めております。

続きまして、29ページを御覧ください。

第19条では、市は、環境の状況の把握に関する調査等を実施するとともに、環境の状況を把握するための必要な監視等の体制整備に努めることを定めております。

続きまして、30ページを御覧ください。

第20条では、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造の施策の策定・実施に当たって、市は、国や他の地方公共団体と協力して推進に努めることを定めております。

続きまして、31ページを御覧ください。

「第4節 地球環境の保全の推進」の第21条では、市は、地球環境の保全に資する施策の推進や国際協力の推進に努めることを定めております。

以上が第2章であります。

続きまして、33ページを御覧ください。

「第3章 環境審議会」につきましては、第22条から第25条までにおいて、環境審議会の設置、組織及び運営等について定めております。

続きまして、35ページを御覧ください。

「第4章 雜則」の第26条では、市長及び環境審議会会长への委任事項について定めています。

最後に、36ページから38ページまでの附則では、第1項に本条例の施行期日を、第2項及び第3項では、環境審議会の委員の給与及び費用弁償について定めるための各条例の一部改正を規定しております。

以上、議案第150号について御説明いたましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 逐条解説の22ページ、第12条第2項ですけれども、市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、必要な規制の措置を講じる。目玉の部分だろうと思うんですが、支障を及ぼすおそれがある行為というの、どのようなことを想定しているのでしょうか。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 同じく22ページの解説に、根拠となる法令が書かれておりまして、こちらに大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などが挙げられておりますが、これらに規制されている行為を、違法といいますか、間違ったことをやっているような場合につきましては、市のほうでこれらの法律に基づいて指導を徹底していくということが、掲げられているものであります。

以上でございます。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 例えば、議会でいろいろ話題になっている案件もあったりするんですが、この法律以上に考えていることはありませんか。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 現時点におきましては、法律で規制されている規制を市のほうで遵守してくというふうなことであります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** もう1点、33ページの環境審議会のメンバーについて、第23条第2号の関係団体の代表者というのは、どのような団体を想定しているんでしょうか。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 関係団体に関しましては、例えば、実際に事業を行っております商工会議所、あるいは環境活動を実施しておりますNPOでありますとか、そういったところで今、検討しているところであります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○万徳なお子委員 ぜひ、市民の代表をここに入れていただきたいと要望しますが、この条例の制定について賛同するものです。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第150号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号「青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 議案第154号「青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

議案第154号関係資料1を御覧ください。

「1 提案理由」についてでありますが、施設の老朽化等に伴い、浪岡中央児童館及び高田児童館について、児童館機能を近隣の公共施設へ移転するため、所要の改正を行うものです。

初めに、浪岡振興部が所管する浪岡中央児童館についてでありますが、本年1月6日に積雪により倒壊したため、現在、平日は浪岡総合保健福祉センター内の老人福祉センターで、土曜日・学校休業日は杉高児童館で、浪岡中央児童室として運営を行っていることから所要の改正を行うものであります。

開設場所等の変更点については、資料に記載のとおりとなっております。

次に、こども未来部が所管いたします高田児童館についてでありますが、築59年を経過し老朽化が進んでおり、近隣の公共施設である高田小学校内の教室の一部が利用可能となったことから、令和8年度から、高田小学校内へ児童館機能を移転し、高田児童室として運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

開設場所等の変更点については、資料に記載のとおりとなっております。

「2 改正内容」についてでありますが、条例第3条第3項の表から浪岡中央児童館及び高田児童館を削除するものであります。

「3 施行期日」についてでありますが、浪岡中央児童館は現在、浪岡中央児童室として既に運営しているため、本定例会において御議決いただいた後、速やかに機能移転のための手続きを行いますことから、令和8年2月1日とし、高田児童館につきましては、高田児童室として運営を開始する令和8年4月1日としております。

続きまして、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第154号関係資料2－1を御覧ください。

本条例第3条第3項の表には、本市の16の児童館の名称、位置が記載されておりますが、このうち「十 青森市立浪岡中央児童館」に関する記載を削除するものです。

議案第154号関係資料2－2を御覧ください。

同じく表中、「四 青森市立高田児童館」に関する記載を削除するものです。

以上、議案第154号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。木村委員から。

**○木村淳司委員** このたびの浪岡中央児童館の対応についてなんですが、これは積雪で崩落をしてというものなので、老朽化というか、そういう原因ではないと私は思っていますけれども、これについては暫定的な条例の改正という考えでよろしいですか。

**○関貴光委員長** 浪岡振興部長。

**○奈良英文浪岡振興部長** お答えいたします。

このたびの浪岡中央児童館につきましては、今ほどの説明にもありましたとおり、1月6日倒壊したということで、今年度に入ってから解体工事を進めまして、8月1日には施設そのものが解体済みとなっておりますので、その現状に合わせて条例上の整理を行うという考え方であります。

なお、現在、他の公共施設を活用して、浪岡中央児童室という形で運営しておりますが、今後、児童館として再建することになれば、その際は改めて条例改定を行うことになるものです。

以上です。

〔木村淳司委員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

**○関貴光委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** あくまで、他の公共施設を今、利用しているので改正をすると。再建をする場合は、改めて条例改正をするということで、再建という選択肢を第一に考えるべきだというふうに受け止めております。

以上です。

**○関貴光委員長** 次に、万徳委員。

**○万徳なお子委員** 老人福祉センターに御案内いただきまして、見てきました。お手数をおかけしまして、ありがとうございます。

この多機能室というのは、畳の部屋でちょっとした舞台があって、座卓が並べてある場所のことですよね。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** そのとおりです。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** それで、御案内していただいたら、畳を子どもたちが使ったりすると、畳自体を傷めると。それと、窓際の所に障子が貼ってあって、障子を破いてしまうというおそれがあるので、使えてないっていうふうに言っていたんです。

それで、多機能室という名称だけだと分からなかつたんですが、やっぱり敷物を敷くとか、障子を外してもらうか、破れないように対策を打って使えるようにしていただくべきだと、まずこれは言っています。

次に、ホールというのは、玄関に入ったところのホールのことですよね。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 今、おっしゃったとおり玄関に入ったところのホールになります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** ホールというと、区切られた洋風な部屋があるかと思いきや、そうではなくて、ここスペースより狭いとは思うんですが、広いんです——ホールという印象はなく、玄関を開けたら、そこにちょっとしたスペースがあると。全然仕切られてなくて、そこに子どもたちが、その日はインフルエンザで利用する子どもたちが少ないと聞いて聞いたんですが、30人ほどはいて、そのうちの20人がその狭いホールで遊んでいたんです。すごい盛り上がりで樂しそうではあったんですが、とても狭いし、いろんなものが置いてあるので危なかったです。

ですから、早く見に行って指摘すべきだったなど私自身、後悔しているんですけども、ここを浪岡中央児童室というふうに、条例で一時的なものなのかどうなのかというのが、ちょっとはつきり分からぬんですが、そういうふうに決めてしまうことについては、私は、反対です。

○**関貴光委員長** 分かりました。ほかに発言はありませんか。次は、山田委員。

○**山田千里委員** 先ほどの木村委員の質疑に対して、他の施設も使っていることから、今後、どうなるか分からぬけれども、再建するとなるとまた条例改正になるというような御発言もあって、今、万徳委員からもいろいろ、不具合というか、不便なところもあることも考えれば、子どもたちにとってよりよい児童室に今後また変わっていく可能性があるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** おっしゃったように今は、老人福祉センターのほうを活用していくとして、その中で今回、11月に出された要望の中でも、お子さんがやはり、運動や音楽活動ができないということもありましたので、一般質問で小倉議員にも御答弁しているんですが、12月から浪岡中央公民館の大ホール——これは300人ぐ

らい人が入れるホールですが、これを、今月は週1回、1月からは週2回活用して、昨日も実はその活用の日だったんですけども、広いところで天井も高い場所ですので、ボール遊びとか駆けっことか、あるいは音楽活動、そういう遊びなんかもやっているということで、受託者のほうに確認したところ、やはり普段とは違って子どもたちが生き生きと過ごしていたということもありましたので、まずは現状できる範囲の中で、子どもたちにとってよりよい環境になるよう、また現在、土曜日と、平日の場所も離れているということもありますので、その辺もどういう対応ができるか引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○**関貴光委員長** 山田委員。

○**山田千里委員** 御検討いただけるということで期待します。

前回この場で私、これに反対という言葉を申し上げたんですけども、実は令和7年第1回の一般質問の中でも少し取り上げた中で、できれば、その場所で建て替えするのがいいけれども、かなりハードルが高いでしょうから、他の場所とかも使いつつ、子どもたちによりよい場所お願いしますって言った手前、前回の発言を撤回いたしまして、この条例案には賛成の立場ですが、今後とも子どもたちにとってよりよい環境になるように検証していただければと思います。

以上です。

○**関貴光委員長** 次に、小熊委員。

○**小熊ひと美委員** この条例改正を今やる必要性というのをもう少し説明していただけますか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 現状と異なっている状態になっているので、現状の正しい形に今、条例を合わせるというための条例改正ということになります。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 私も反対と前回の協議会で申したんですけども、これは暫定的なものなのどうか、そこがちょっとはっきりしないんですよね。

今、万徳委員のお話にもあったように、子どもたちに十分でないような環境であるんだとしたら、やはりこれから、また別の形を考えていく可能性というのがあるのかどうか教えていただけますか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 児童館については、子どもの数や社会環境ということを考えた上で整理していくことにはなろうかと思います。

ただ、現状、建物がもう既にないという状態のままにしておくことはできませんので、まず一旦はこの条例上、廃止になります。

今後、また児童館ということで、住所や場所が定まった場合には、その内容できちんと条例を改正するという内容になりますので、今、現状に合わせるということ

では今回の改正は必要ということになろうかと思います。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 建て替えも含めて、十分に考えて、お願ひしたいと思います。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 先ほど言いそびれたんですが、公民館のホールも見てきましたというか、私も利用したことがあるので、広いし、十分なんじやないかなと思うのはよく分かるんですが、ただ、空いていたら借りるっていう説明でした。

これは市民の方でいろいろ利用があって、空いていないこともあるんじゃないかなと思うんですが、優先的に週、この日とこの日というふうに取れるんでしょうか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 公民館の利用につきましては、1月から3月までは週2回っていうのは確定で、我々の担当課で場所を押さえて、その日については、全児童が真っすぐ公民館のほうに来てもらう形で、昨日も活動しておりました。そこは、空いていたらというより、あらかじめ1月から3月までについては、週2回ということで確定している形になります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 確定していただいたほうがいいのは確かなんですが、逆に言うと市民の方は利用機会が減るわけですから、そこもやっぱり、固定してはならないなと思う理由です。

それと、杉高児童館が遠いということと、老人福祉センターを利用する高齢者の方々は大体午後3時ぐらいで帰ると。

児童は午後3時半ぐらいが一番マックスだっていうことで、挨拶ぐらいはするらしいんですが、高齢の人たちと、子どもたちとの交流というのは、時間的に厳しそうだったんですけども、そうですか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** やはり利用時間の差というのがありますて、おっしゃったように午後3時ぐらいまで大体、高齢者の方はお帰りになりますので、その後、子どもたちが来るという形になりますので、機会があればせっかく同じ場所を使っていますので、そういう交流の場面とかをできないかというのは、受託者のほうと相談していきたいと思います。

以上です。

[万徳なお子委員「いいです」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 私からは要望を申し上げます。

今回のこの条例改正はあくまでも、浪岡中央児童館が積雪のためなくなつたので、これを改正すると。これは、事務的に必要なことなので、そしてまた、浪岡中央児童館のほうですけれども、平日は老人福祉センター、そして土曜日は杉高児童館を

暫定的、臨時的に使用するという、おそらく全ての児童、また保護者の皆さんが満足いく条件がそろっているわけではないと思うんですが、それでスタートしていただいたものだと理解しております。

私も、保護者から要望が2つありますて、やはり子どもたちは、遊び回る、走り回るというので、その預かる部屋、お部屋だけではなく、走り回れる場所を——先ほど、中央公民館のホールとありましたけれども、そういうものをぜひ今後検討してほしいということです。

あと杉高児童館、私も場所を知っていますが、町場から約2キロとちょっと遠いので、土曜日も今後、中央部に変更できないかという、この2つの要望がありました。

いずれ再建されるということで、浪岡地区の保護者の方が様々期待して見守っておりますので、再建の形はいろいろ今後検討されると思いますので、そこに期待をするものです。

**○関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。木村委員。

**○木村淳司委員** まず、浪岡中央児童館について他の委員の皆様の御質疑をお聞きした上での要望と、それから高田児童館について1点お伺いさせていただきたいと思います。

先ほど奈良部長から、できる限りやっていきたいということがありましたが、行政的にここが限界だというのを定めるのではなく、浪岡中央児童館の時は専用施設として、毎日走り回ったり、遊んだりすることができましたし、土曜日も当然その場所に遊びに行って、また帰ってくるということができていたわけですから、そこを、最低限、今の施設ができるようにしていただきたいということ。知恵を出して頑張っていただきたいなと思います。

それから、再建するにしても、設計したり、建築したりということでこれから最低でも2年ぐらいはかかると思います。その間の2年というのは子どもにとっては、大人の2年とは違いますので、その間、しっかり遊ぶことができる。ぜひ、早急に取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

それから、高田児童館についてなんですが、高田小学校の中に入るということになった経緯等について地元からの要望があったということが、前回の本協議会でお話されたと思うんですけれども、そのあたりの経緯を教えていただきたいなと思います。

**○関貴光委員長** こども未来部長。

**○大久保綾子こども未来部長** 地元の町会長のほうから、高田の児童館がかなり古くなっているということで、高田小学校内に移転できないかということをお話いただきまして、高田小学校の校長先生と協議しまして、教室を借りられるということで、令和8年4月1日から高田小学校内のコンピュータ室を活用して、そちらのほうで児童室として運営すると。その他、体育館等、それから図書室だとか、空いて

いるところを借りられるということなので、今回、高田小学校の協力を得て、空いている時間に活用するという形で高田児童室を運営するということで、移転できることになりました。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。木村委員。

○**木村淳司委員** こちらは地元の町会長からの要望があったんですね。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** すみません、高田の児童館の館長になります。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。木村委員。

○**木村淳司委員** 児童館は指定管理者の事業者とは別に、地元の館長がいたり、運営委員という、地元の町会長たちで組織されるようなものがあつて地域との関わりが非常に強いところだというふうにお聞きしています。その館長から要望があつて、小学校のほうにということで今回、そういう運びになったということでした。また、高田児童館と高田小学校、子どもの足だと歩いて15分ぐらいですか——離れておりまして、大きい通りを横断してという形になっていますから、冬のこととか考えると確かに小学校にあったほうがかえっていいのかなと。体育館なんかも当然、放課後は使えますし、主な利用者が小学生ですので、その辺りはいいのかなと。

ですから、要するに計画的に、古くなった時にどうするのかということをあらかじめ考えると、今の浪岡中央児童館のように、機能がちょっと一時的に低下してしまうということがなくなると思いますので、そういったところはぜひ、財源がないなら知恵を出していただきたいと思います。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**関貴光委員長** 起立多数であります。

よって、議案第154号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

[木村淳司委員「はい」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 議案第154号につきまして、附帯決議案を提出したいと思います。

つきましては、当該附帯決議案の文書を配付したいのですが、よろしいでしょうか。

○**関貴光委員長** 分かりました。事務局は附帯決議案の文書を配付してください。

[附帯決議案文書を配付]

○**関貴光委員長** ただいま、木村淳司委員、小豆畠緑委員、竹山美虎委員、山本武朝委員、山田千里委員の5名から議案第154号青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議案が提出されました。

それでは、本件の取扱いについて協議したいと思います。まず、事務局に確認しますが、附帯決議案について、これまでどのように取り扱ってきたかを説明してください。

○**柿崎良輔議事調査課主査** 附帯決議案の取扱いにつきましては、あくまで当該決議案が提出されました本委員会で協議、決定していただくことになります。

その上で、これまでの事例を確認しますと、まずは附帯決議案の提出者から提案理由を説明していただきまして、その後、当該附帯決議案に対する質疑応答——この場合、質疑は提出者の委員に対して行います。質疑終了後、採決という流れが過去の事例であります。

以上です。

○**関貴光委員長** 附帯決議案に対する取扱いとしては、これまで、提案理由の説明、質疑応答、採決という流れで行われてきたとのことでした。

それでは、お諮りいたします。

〔万徳なお子委員「質疑しない」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** 今、やります。

〔万徳なお子委員「ああ、その後」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** 本附帯決議案の審査に当たりましては、まず、提出者を代表して木村淳司委員に附帯決議案の提案理由について説明いただき、その後、各委員から木村委員への質疑に移りたいと思います。

なお、木村委員には質疑終結まで提出者を代表して御説明いただきますので、質疑等を行うことはできませんが、採決の際には、委員として採決していただくことになります。

このような進め方について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 質疑と言ったのは、事務局の取扱いの説明についてだったんですが、これは、締切りとかは縛られないものなんですか。

○**関貴光委員長** 締切りについて……

○**万徳なお子委員** 要は運営上、この委員会の事前、日程までに出せばいいという取扱いなんですか……

〔「今、ここで諮られる」と呼ぶ者あり〕

○**万徳なお子委員** 事務局にお尋ねです。

○**関貴光委員長** 議会事務局。

○柿崎良輔議事調査課主査 今、本委員会に提出されましたので、取扱いにつきましては今、本委員会で協議、決定していただく……

○万徳なお子委員 締め切りは、要は、委員会の——提出の……

〔「今」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 議会事務局。

○柿崎良輔議事調査課主査 議案第154号の採決終了後、ただいま提出された附帯決議案になりますので、本委員会で取扱いについて御協議いただきまして、決定いたしました取扱いの方法にしたがって進めていただくという形になろうかと思います。

○関貴光委員長 万徳委員、よろしいですか。

○万徳なお子委員 はい。

○関貴光委員長 それでは、御異議ありませんでしたので、本附帯決議案に対する提案理由の説明を求めます。木村委員。

○木村淳司委員 今回、議案第154号の審議を通して、まず、委員の皆様と活発な御意見を交わすことができたこと、これは、「子育て先進都市」を目指す青森市にとって大変大きなものと受け止めております。本当にありがとうございました。また、この附帯決議案の提出に当たりましても、様々な御議論、御意見いただきまして本当にありがとうございます。加えて、連名での提出に御賛同いただきました委員の方々には、厚く御礼申し上げます。

今回の条例案を審査する中で、子どもたちの居場所が長い間、後回しにされてきたのではないか。そんな課題が浮き彫りになりました。本市でも積雪による児童館の天井の崩落、基礎のひび割れ、建物の傾き、こういったことで、使用できなくなる児童館が出てきています。

子どもたちは投票権を持たず、要望書も書けず、ここを直してほしい、危ないの何とかしてほしいとそのように自分で訴えることはできません。だからこそ、私たち市議会議員が、子どもたちの代わりに声を上げる必要があると思います。

財源がない、あと数年は使える。こうした先送りをすることで、子どもたちは二度と戻らない大切な時間を失ってしまうおそれがあります。

今回の附帯決議で求めるのは、形式にとらわれない子ども中心のまちという方向性の再確認です。大切なのは、子どもが自由に遊べること、挑戦できること、いろいろな年齢の子と交流できること、心置きなく過ごせること。つまり、子どもの健全な成長に繋がる環境がきちんと確保されているかどうかです。

附帯決議案では、次の点を市に求めます。

子どもが自由に遊び、挑戦し、交流できる環境を第一に考え、子どもにとっての最善を基準として整備方針を決めること。建て替えや新設はもちろん、既存の公共施設の活用、学校の空き教室の整備など、地域の状況に応じた多様な選択肢を柔軟に検討し、必要な環境整備を速やかに進めること。屋内外での遊びが続けてできること、自由な出入りができること、異なる年齢の子どもが自然に交流できることな

ど、児童館が担ってきた機能を損なわず、さらに充実させること。施設整備に加え、遊びを支える職員の配置、活動の企画、地域とのつながりづくりなど、ソフト面の充実にも十分な予算と人員を確保すること。エアコンの設置、施設の修繕、遊具や備品の更新・新規購入などについても、子どもの安全と豊かな体験のために十分な予算を確保すること。

委員各位の御賛同をお願い申し上げて、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

**○関貴光委員長** それでは質疑に入りますが、質疑に対する答弁については、提出者を代表して木村委員にお願いします。

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 項目の2番、多様な選択肢を柔軟に検討しという文言の部分を読むと、必ずしも建て替えなくてもいいのではないかと読めるんですが、そういう趣旨ですか。

**○関貴光委員長** 木村委員。

[万徳なお子委員「うなずき、縦横でばらばらだよ」と呼ぶ]

**○木村淳司委員** 万徳委員の御質疑にお答えしたいと思います。

建て替えが一番だという思いでの御質疑かなと受け止めますが、私もそれは全くもって同じ気持ちであります。

[山本武朝委員「一番です」と呼ぶ]

**○木村淳司委員** それが2番の文言のところに建て替えや新設はもちろんというところで入っておりまして、これは当然建て替えるべきだという気持ちであります。

しかしながら、委員も御存じのとおり、市の財政状況が非常に逼迫しております。こうした状況で、児童の福祉だけではなくて、様々な施策が停滞しているということは、万徳委員が一番、よく議会の中で、常に御指摘をしていらっしゃるとおりだと思います。

建て替えするのは当然理想はあるんですが、建て替えが間に合わず、犠牲になる子どもたちの機会というものを何とかしなくてはいけない。これも同時に考えなくてはいけません。

[竹山美虎委員「そこが一番だ」と呼ぶ]

**○木村淳司委員** 私は、知恵がないから財政が逼迫するのだと思っております。ですから、この附帯決議案というのは、すぐに建て替えができるのであれば、せめて知恵を出しなさいと。知恵がないのであれば、アイデアを様々聞いて、これを市に求めるという、ある意味では、苦肉の策という面もあると。そういう附帯決議案であると。そして、市に対してその取り組みを強く求めるというものであると御理解いただければと思います。

**○関貴光委員長** 万徳委員。

○万徳なお子委員 正直言って、玉虫色に聞こえるんです。

私自身は、浪岡中央児童館は緊急避難先にもなっていますので一刻も早く建て直し——財政云々というのは一般論としてどの分野にでも当てはまる話であって、ここでは、多様な選択肢とか柔軟に検討は不要だと思います。

○関貴光委員長 竹山委員は——答弁は木村委員からなので……

〔「意見」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 確認です。万徳委員の思いも十分、分かる。だからこそ、もちろんという文言がここに入っているということです。それと合わせて、将来に向けた持続可能な行政、あるいは、ファシリティーマネジメントの考え方。こういったものも、ここには抱き込んで、2番のところに入っているということで考えていいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 竹山委員も提出者なので質疑というよりも、補足という形で受け取らせていただきました。

〔竹山美虎委員「確認の意味で」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 そうですね。ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第154号に対し、本附帯決議案のとおり附帯決議を付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第154号に対し、本附帯決議案のとおり附帯決議を付すことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関貴光委員長 起立多数であります。

よって、議案第154号に対し、本附帯決議案のとおり附帯決議を付すことに決しました。

次に、議案第155号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 議案第155号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の資料、議案第155号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」について御説明いたします。今回の改正は、国の基準改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、主な理由は4点であります。

1点目は、児童福祉施設等の健康診断に係る改正です。

施設が実施する健康診断について、これまで児童相談所等や学校の診断結果を把握している場合は実施を省略できましたが、これに新たに乳幼児健康診査を追加するものであります。

2点目は、児童福祉法等の改正に伴い、条例で引用する法律の条項番号を変更するものであります。

3点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、母子生活支援施設——すみれ療のことですが、職員の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加いたします。

4点目は、乳児等通園支援事業——こども誰でも通園制度のことですが、設備及び運営に関する基準の改正に伴う、文言修正等の改正であります。

改正内容の詳細といたしましては、資料2ページから3ページ中段までは「2 改正する条例」について、資料3ページ中段から4ページ中段までは「3 主な改正内容」について記載しております。

「4 施行期日」につきましては、資料4ページ下段に記載のとおり、健康診断及び児童福祉法改正に係るものについては公布の日から、母子生活支援施設及び乳児等通園支援事業に係るものについては、それぞれ国の基準の施行日に合わせ、令和8年3月1日及び令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、改正内容について新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第155号関係資料2—1を御覧ください。

本条例につきましては、児童発達支援センターが健康診断の実施を省略できる場合に、これまでの健康診断に新たに母子保健法に規定する健康診査を加え、下段の表に「乳児又は幼児に対する健康診査」を追加いたします。

議案第155号関係資料2—2から2—4を御覧ください。

これらの条例につきましては、児童福祉法等の改正に伴い、条例で引用する法律の条項番号等を変更いたします。

議案第155号関係資料2—5を御覧ください。

本条例につきましては、第12条において、引用する法律の条項番号を変更するとともに、第17条において、「乳幼児に対する健康診査」を追加いたします。

議案第155号関係資料2—6を御覧ください。

本条例につきましては、第13条において引用する法律の条項番号を変更するほか、第16条以降につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する国基準改正等に伴い、条例の文言を修正いたします。

議案第155号関係資料2—7を御覧ください。

本条例につきましては、第11条において、引用する法律の条項番号を変更すると

とともに、第15条において、母子生活支援施設及び保育所が実施する健康診断を省略できる場合に、「乳幼児健康診査」を追加いたします。

また、2ページを御覧いただきまして、第25条及び第26条において、母子生活支援施設の職員及び長の任用要件に、「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加いたします。

議案第155号関係資料2—8を御覧ください。

本条例につきましては、条例で引用する法律の条項番号を変更いたします。

以上、議案第155号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** このたびの児童福祉法の改正は、やはり虐待案件がかなり増えていると。その虐待から子どもを守り、安全な保護、ケアを強化するというふうに目指したと聞いていました。それだけれども、虐待案件が増えてきてるので、児童相談所だけでは間に合わない、地域で広く対応できるようにするんだという趣旨だと聞きました。

ただ、一方で、国会の審議の様子を見ていると、看護師の団体がむしろ専門性を高めた人員を配置すべきだと言って、署名活動などもやっていたんです。それで、この3番のこども家庭ソーシャルワーカーって、2024年から始まった資格で、免許を取るのを見たら、ほぼ、保育士が一定のカリキュラムを取れば、この資格を取れるというふうに見たんですが、これは専門性が高まるということではなくむしろ、薄まってしまうんじゃないかなという懸念を持っているんですが、部長はどういうふうに思っていますか。

**○関貴光委員長** こども未来部長。

**○大久保綾子こども未来部長** こども家庭ソーシャルワーカーのことによろしいですか——これは今、委員がおっしゃったとおり、こども家庭庁直轄の認定資格ということで、新たに設けられた資格にはなるんですが、保育士に限らず、社会福祉士や様々な資格を持った方たちが、認定の試験を受けて取るような形になります。

社会福祉士や精神保健福祉士、それから国が指定する施設で、児童福祉に関わる相談を受けていた方などが、4年以上従事した経験があるものなど、こうした資格のある方たちが最後、研修を修了した後に、資格認定試験に合格して、資格登録を経て、こども家庭ソーシャルワーカーという認定資格を取ることになっていきますので、決して薄まるということではなくて、きちんと認められた資格ということになると思います。

以上です。

**○関貴光委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今の説明は分かるんですけども、4つのコースがあってそのうちに、保育士が特定のカリキュラムを得れば、こども家庭ソーシャルワーカーの

資格が得ることができ、今回、提案されている児童福祉施設に任用要件に入れるとということですね。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** そういうことになります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 児童福祉法改正そのものが、本当に虐待から子どもを守るものになっているかどうかということに対しても、私自身は疑念があつて、そういう意味で今回、文言の修正と虐待というところもあるんですが、もっと踏み込む条例改正があったらよかったですという思いもあり、こども家庭ソーシャルワーカーで、実際に、専門性が薄まることはないと大久保部長は言いましたが、その懸念も払拭できずにいるので、本条例は反対です。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**関貴光委員長** 起立多数であります。

よって、議案第155号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号「青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 議案第156号「青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」ですが、浪岡高齢者いきいきセンターの管理運営業務については、同一敷地内に設置する浪岡中央児童館との一括管理による管理運営費用のコスト低減を期待し、指定管理者制度導入以降、児童館の管理運営業務と併せて実施してまいりました。

本年1月に浪岡中央児童館が積雪により倒壊したことを受け、児童館機能を移転しましたことから、同児童館と一括して管理を行ってきたセンターの管理運営を市が直接行うことができるようになりますため提案するものであります。

「2 改正内容」ですが、センターの管理について、市直営による管理ができることに、また、センター使用後の原状回復義務について、履行されない場合は指定管理者が代行するとしていたものを市長が代行できることに改めるものです。

「3 管理体制」ですが、改正後においては、市直営の管理とし、浪岡振興部健康福祉課において使用許可の申請受付等を行うものです。

「4 施行期日」については、令和8年4月1日から施行することいたします。

続きまして、改正内容について、2ページ目の新旧対照表を用いて御説明いたします。

青森市高齢者いきいきセンター条例第11条の指定管理者による管理の規定につきまして、「これを行わせる」に「ことができる」を加え、また、第14条の原状回復の規定につきまして、「指定管理者」を「市長又は指定管理者」に改めるものです。

以上、議案第156号青森市高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○**関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第156号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号「青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 議案第157号青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

まず、「1 改正理由」でありますが、これまで、浪岡地区における一般廃棄物の処理等を行ってきました黒石地区清掃施設組合が、令和8年3月31日に解散することに伴い、浪岡地区を含む市域全ての一般廃棄物の処理等について、令和8年4月1日から本市が行うこととなるため、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正内容」でありますが、1つに、浪岡地区を含む市域全ての一般廃棄物を本市が一括して処理することが可能となるまでの間、青森地区及び浪岡地区で異なる措置を規定していた経過措置の廃止、2つに、改正条例施行の際、有効な浪岡地区の一般廃棄物収集運搬業許可について、本市の許可とみなすための経過措置を設けるものであります。

最後に、「3 施行期日」は、黒石地区清掃施設組合が解散する令和8年3月31

日の翌日となります、令和8年4月1日としております。

以上が、議案第157号青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。

委員の皆様には、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。  
説明は、以上でございます。

○**関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第157号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第158号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 議案第158号の説明に先立ちまして、本定例会に議案を提出しております、公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、令和8年3月31日をもって指定期間が満了となる施設につきまして、指定管理者の候補者を決定したことから、本条例に基づき、指定に係る議案について提出するものであります。

配付資料、公の施設の指定管理者の指定についてを御覧ください。

こちらの資料は、本委員会に関係する施設の指定管理者候補者の選定結果を取りまとめたものであります。

初めに、「【募集要項配布及び申請書受付期間】」ですが、令和7年8月1日から9月1日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、令和7年8月26日から9月1日まで応募の受付を行いました。

なお、青森地区の児童館につきましては、資料に記載の日程で再募集を行っております。

次に、「【指定管理者の選定】」に当たりましては、学識経験者、財務等について識見を有する者及び各部局の次長職にある者を委員とする指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類を基に、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策及び収支計画等の審査項目について、点数化することで客観的

な評価を行い、候補者を選定しております。

次に、「【指定期間】」は、いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

次に、各施設の指定管理者候補者の審査結果について御報告いたします。

「【対象施設・指定管理者候補者等】」に記載のとおり、民生環境常任委員会が関係する施設のうち、こども未来部所管がNo.1からNo.9までの9施設、浪岡振興部所管がNo.10からNo.15まで及びNo.19からNo.22までの計10施設、福祉部所管がNo.16からNo.18までの3施設で合計22施設となっております。

また、今回選定された各施設の指定管理者候補者につきましては、表に記載のとおりでありますが、全て現在の指定管理者となっております。

なお、「【参考】」として資料に記載しておりますNo.23の増館健康センターにつきましては、増館農村センターと一括管理でありますので、文教経済常任委員会において審議されることとなっております。

それでは、議案第158号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。議案第158号関係の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市立すみれ寮であります。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、「3 運営について」、「4 応募団体について」、「5 効率性について」の5項目に分類し評価しております。

項目の「1 管理運営全般について」は、管理運営方針や同種の施設の管理業務の実績など4項目について評価し、配点は35点としております。

「2 管理について」は、地元雇用への配慮、職員等の配置計画など9項目について評価し、配点は55点としております。

「3 運営について」は、市民の平等な利用を確保するための方針や、入所者の自立支援対策など4項目について評価し、配点は45点としております。

2ページを御覧ください。

「4 応募団体について」は、市内に本店を有するかどうかについて評価し、配点は5点としており、「5 効率性について」は、収支計画を評価するもので、配点は35点とし、合計で175点を満点としております。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「大変よい」を満点、「全く不十分」をゼロ点、各配点の中間値を「普通」として、各委員が応募団体からの提案内容を項目ごとに点数評価しております。

また、「1-d 財務の健全性」の採点基準につきましては、直近3事業年度の「当期利益」及び「利益剰余金」の状況を、表に記載のとおりの点数評価しており、直近の3事業年度に一度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果、

失格とする場合があることとしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

「5 効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率によって、表に記載のとおりの配点としております。

また、最低基準点につきましては、選定基準項目のうち「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「1-d 財務の健全性」における配点の50%に当たる点数と、残りの各項目の「普通」と評価される点数の合計点である80点を最低基準点としており、候補者の水準を確保するため、応募団体の得点がこれに満たない場合は失格としております。

「(3) 選定評価委員会委員」及び「(4) 選定評価委員会開催日」を御覧ください。

指定管理者候補者の選定につきましては、応募団体の施設の管理運営を行う能力等について総合的に判断して選定するプロポーザル方式を採用しており、令和7年10月23日に指定管理者選定評価委員会を開催したところであります。

この中で、指定管理者への応募資格を満たしていることを確認した上で、応募団体が提案した管理運営方針、関係団体等との連携、職員の配置計画や研修計画、収支計画等について、応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、評価項目の点数化による客観的な評価を実施し、候補者を選定しております。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、社会福祉法人敬仁会、1団体からの応募がありました。なお、同法人は、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の合計点は113.14点となっております。

また、最低基準点の算出方法を用いて、応募団体の得点が最低基準点を上回っていることについても確認しております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5ページを御覧ください。

「5 指定管理者候補者」につきましては、社会福祉法人敬仁会であり、「6 指定期間」につきましては、令和8年4月1日から5年間となります。

「7 選定理由」につきましては、応募者が応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

以上、議案第158号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 「1-b. 同種の施設管理業務の実績」について、配点5のと

ころ、1点にとどまった。4年間での要改善事項について詳しくお示しいただけますか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 評価項目での採点基準はまず、すみれ寮特有ではなくて、全指定管理業務施設共通の採点基準になっています。

具体的な内容としましては、同種施設の管理実績の有無が1点、それから、モニタリングの評価結果、これに対する配点が4点となっております。

指定管理者候補者である敬仁会は、これまですみれ寮の管理実績があることから、同種施設の管理実績の部分については1点獲得しておりますが、もう1つのほうの採点基準となります、現指定管理期間中のモニタリング評価ということでは、要改善が2回あったということで、モニタリングの評価結果に関しては得点に至らなかつたということで、今回1点ということになっております。

以上でございます。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** ごめんなさい、聞きたかったのは要改善と指摘されたその内容だったんですが——お手元にないですか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 次期指定管理期間にあっては、指定管理料基準額の見直しや指定管理候補者の経費節減により解消される見込みとなっているんですが、この期間については、予算額を超える収支決算が見込まれたということで、要改善ということになっております。

[万徳なお子委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第158号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第159号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 議案第159号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第159号関係「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市立後潟児童館をはじめ、青森地区の8児童館であり、運用面での効率化の観点から、一括で管理を行わせることとしております。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点は、「1 管理運営全般について」は30点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は40点、「4 応募団体について」は5点、「5 効率性について」は30点としておりまして、5項目の合計で155点を満点としております。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、3ページ中段に記載のとおり、71点としております。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、社会福祉法人青森市社会福祉協議会、1団体からの応募がありました。なお、同法人は、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の得点の合計点は、108.92点となっております。

また、最低基準点の算出方法を用いて、応募団体の得点が、最低基準点を上回っていることについても確認しております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5ページを御覧ください。

「5 指定管理者候補者」につきましては、社会福祉法人青森市社会福祉協議会であり、「6 指定期間」につきましては、令和8年4月1日から5年間となります。

「7 選定理由」につきましては、応募者が応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

以上、議案第159号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第159号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第160号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市立五本松児童

館等)」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 議案第160号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第160号関係「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市立五本松児童館をはじめ、浪岡地区の6児童館であり、運用面での効率化の観点から、一括で管理を行わせることとしております。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点は、「1 管理運営全般について」は30点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は40点、「4 応募団体について」は5点、「5 効率性について」は30点としておりまして、5項目の合計で155点を満点としております。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、3ページ中段に記載のとおり、71点としております。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、特定非営利活動法人NPO婆娑羅凡人舎、1団体からの応募がありました。なお、同法人は、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の得点の合計点は、114.48点となっております。

また、最低基準点の算出方法を用いて、応募団体の得点が最低基準点を上回っていることについても確認しております。

表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5ページを御覧ください。

「5 指定管理者候補者」につきましては、特定非営利活動法人NPO婆娑羅凡人舎であり、「6 指定期間」につきましては、令和8年4月1日からの5年間となります。

「7 選定理由」につきましては、応募者が応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

以上、議案第160号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第160号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第161号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 議案第161号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第161号関係「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市総合福祉センター、青森市福祉増進センター及び青森市中央デイサービスセンターであり、運用面での効率化の観点から一括で管理を行わせることとしております。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点は、「1 管理運営全般について」は40点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は65点、2ページになりますが、「4 応募団体について」は5点、「5 効率性について」は40点としておりまして、5項目の合計で200点を満点としております。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、3ページ中段に記載のとおり、91.5点としております。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、社会福祉法人青森市社会福祉協議会、1団体からの応募がございました。なお、同法人は、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、5ページにかけての表に記載のとおりとなっており、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の得点の合計点は、156.78点となっております。

また、最低基準点については、応募団体の得点が基準点を上回っていることについても確認しております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5ページを御覧ください。

「5 指定管理者候補者」につきましては、社会福祉法人 青森市社会福祉協議会であり、「6 指定期間」につきましては、令和8年4月1日から5年間となります。

「7 選定理由」につきましては、応募者が応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

以上、議案第161号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第161号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第186号「公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター）」から議案第189号「公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館）」までの計4件の議案については、当該施設が同一の条例によって設置されているものであり、関連がありますので一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

それでは、これら4件の議案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 議案第186号から議案第189号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

対象施設は、浪岡地区の青森市介護予防拠点施設4施設で、いずれも同一の設置条例の下、管理運営を行っており、指定管理者の募集形態は非公募、指定管理者はそれぞれの地元町内会となっておりますことから一括して御説明いたします。

議案第186号関係「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、下石川ふれあいセンターであります。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を4項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点は、「1 管理運営全般について」は25点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は30点、「4 効率性について」は25点としており、4項目の合計で130点を満点しております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては63点としております。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である下石川町内会となっております。

「4 審査結果」につきましては、表の合計点欄に記載のとおり、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の得点の合計点は、81.24点となっております。

また、最低基準点については、応募団体の得点が基準点を上回っていることについても確認しております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

4ページを御覧ください。

「5 指定管理候補者」については、下石川町内会であり、「6 指定期間」については、令和8年4月1日から5年間となります。「7 選定理由」については、応募者が応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

次に、議案第187号関係「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、なごやかプラザ福田でございます。

「2 選定方法」につきましては、今ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましても、今ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である福田町内会となっております。

「4 審査結果」につきましては、表の合計点欄に記載のとおり、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の得点の合計は、83.30点となっております。

また、最低基準点については、応募団体の得点が基準点を上回っていることについても確認しております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

4ページを御覧ください。

「5 指定管理候補者」については、福田町内会、「6 指定期間」については、令和8年4月1日から5年間となります。「7 選定理由」については、応募者が応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

次に、議案第188号関係「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、下町幸永会館であります。

「2 選定方法」につきましては、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましても、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である下町町内会となっております。

「4 審査結果」につきましては、表の合計点欄に記載のとおり、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の得点の合計は、82.79点となっております。

また、最低基準点については、応募団体の得点が基準点を上回っていることについても確認しております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

4ページを御覧ください。

「5 指定管理候補者」については、下町町内会、「6 指定期間」については、令和8年4月1日から5年間となります。「7 選定理由」については、応募者が応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

次に、議案第189号関係「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、浪岡茶屋町会館であります。

「2 選定方法」につきましては、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましても、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である茶屋町町内会となっております。

「4 審査結果」につきましては、表の合計点欄に記載のとおり、各委員の点数評価の平均値を表す応募団体の得点の合計は、84.16点となっております。

また、最低基準点については、応募団体の得点が基準点を上回っていることについても確認しております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

4ページを御覧ください。

「5 指定管理候補者」については、茶屋町町内会、「6 指定期間」については、令和8年4月1日から5年間となります。

「7 選定理由」については、応募者が応募資格を満たしていること、また、最

低基準点以上の点数を獲得していることとなっております。

以上、議案第186号から189号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第186号について採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第186号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**関貴光委員長** 次に、議案第187号について採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第187号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**関貴光委員長** 次に、議案第188号について採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第188号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**関貴光委員長** 次に、議案第189号について採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第189号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

○**関貴光委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第10期計画の策定について」報告を求めます。福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 10 期計画の策定について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 計画策定理由」及び「2 計画期間」を御覧ください。

本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、3年を1期として市町村に策定が義務づけられた老人福祉事業の供給体制の確保及び介護保険給付の円滑な実施に関する定める計画であります。

来年度で現在の第9期計画の計画期間が終了することから、令和9年度から令和11年度までの3か年を計画期間とする新たな計画として、第10期計画を策定するものであります。

次に、「3 策定体制」を御覧ください。

計画の策定に当たっては、医療・福祉関係者、学識経験者等で組織される青森市健康福祉審議会・高齢者福祉専門分科会において審議しながら検討を進めていくこととしております。

最後に、「4 スケジュール」に記載のとおり、本年12月に、各種アンケート調査を実施した後、来年度、計画の素案を作成し、わたしの意見提案制度の実施を経て、令和9年3月までに計画を策定し、4月から実施することとしております。

説明は、以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** アンケート調査はもう始まるんですよね。それで、どんな調査なのか、後からでも見せていただくことはできますか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 後ほど、お渡しいたします。

[万徳なお子委員「お願いします」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「生活保護費の保護変更決定処分に係る訴訟の判決について」報告を求めます。福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 生活保護基準引下処分取消等請求事件に係る訴訟の判決について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 訴訟の概要」についてでありますが、青森市在住の被保護者2名

及び八戸市在住の被保護者 2 名が、平成 25 年の国の生活保護費基準見直しに基づき、本市及び八戸市が行った生活保護変更決定処分に対し当該処分の取り消しを求め、平成 29 年 1 月 27 日、青森地方裁判所に提訴いたしました。

その後、令和 5 年 3 月 24 日、青森地裁において敗訴となり、同年 4 月 6 日、法務省及び厚生労働省と協議の上、仙台高等裁判所に控訴を申し立て、今月 3 日、第 2 審判決として敗訴が言い渡されたものであります。

「2 判決の内容」といたしましては、1 つには、控訴人らの本件各控訴をいずれも棄却する。2 つには、控訴費用は控訴人らの負担とするとなりました。

なお、下に参考として記載しておりますが、全国 29 の地方裁判所で同種の訴訟が提起されており、本年 6 月 27 日に最高裁判決で自治体側の敗訴が確定しております。

「3 今後の対応」についてでありますが、最高裁判所への上告に係る判断につきましては、国と協議しながら検討しているところであり、上告の期限である 12 月 17 日までに適切に対応いたします。

保護費引き下げへの対応につきましては、国において、最高裁判決を踏まえた対応として、保護費の追加給付を行う方針を示したことから、今後、国から具体的な実施方針や作業要領等が示された後、関係機関と連携して適切に対応いたします。

訴訟費用の負担につきましては、今後、原告側からなされる訴訟費用額確定処分申立ての内容を精査し、費用を按分して負担することとなる八戸市と連携・調整の上、適切に対応してまいります。

報告は、以上でございます。

**○関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 「3 今後の対応」の上告の判断について、報道などで知るかもしれませんのが、決まりましたら教えていただきたいです。

**○関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「『青森市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）』に係るわたしの意見提案制度の実施について」報告を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 青森市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に係るわたしの意見提案制度の実施について御報告いたします。

配付資料①の概要版を御覧ください。

「1 行動計画の策定」についてでありますが、国は、平成 21 年の新型インフルエンザ発生を契機に、平成 24 年に新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定し政府行動計画を策定、本市におきましても平成 26 年 7 月に市行動計画を策定しております。

国では、今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画を改定、令和7年4月には青森県においても行動計画が改定されたことを踏まえまして、市行動計画の改定を行うものであります。

「2 計画の位置付け」につきましては、特措法第8条第1項に基づく市町村行動計画であります。目的は、現行計画から変更はなく、1つに、感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること、2つに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としております。

「3 計画改定の概要」につきましては、太枠の囲んでいるところが改定後の内容となっております。

「(1) 対象疾患の拡大」につきましては、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症などの新しい感染症を対象としておりまして、現在流行しているような季節性インフルエンザ等は対象となっておりません。

「(2) 対策段階」につきましては準備期、初動期、対応期の3つに区分しまして、それぞれの段階において、「(3) 対策項目」がありますが、この記載の各対策を行うものであります。この対策項目につきましては、国や県の行動計画に合わせまして、共通する4つの横断的視点を考慮するとともに項目につきましては、現計画の7項目から12項目に拡充しております。

以上、概要を御説明申し上げましたが、詳細は後ほど、配付資料②の計画（改定素案）を御覧いただければと思います。

続きまして、配付資料③を御覧ください。

本計画の素案につきましては、わたしの意見提案制度により、市民の皆様から意見を募集することとしております。意見の募集期間は、令和8年1月5日から2月4日までといたしまして、市役所各庁舎や支所、市民センターなどに備え付けるほか、市ホームページにも掲載することとしています。

広く市民の皆様の御意見をいただき、素案を取りまとめ、青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会で御審議いただき、今年度末を目途に計画を改定する予定としております。

説明は以上です。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。保健部長。

○**千葉康伸保健部長** 保健予防課に配備しております公用車の事故について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年12月2日火曜日、午後2時20分頃、保健予防課職員が立入検査のため、桜川にある歯科診療所を訪問し、公用車を駐車場に駐車しようと

した際、公用車の右の後の部分を駐車中の相手方車両の左の前の部分に接触させたものであります。

今回の事故による被害につきましては、現在、相手方と交渉しておりますが、示談が成立した際には、改めて御報告申し上げます。

これまで事故防止等安全対策について、機会あるごとに職員に注意喚起をしてきたところでありますが、改めて、公用車の運転に当たっては安全運転、安全確認を徹底するよう指導したところであり、より一層の事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

**○関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○関貴光委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。山本委員。

**○山本武朝委員** すみません、2つ要望を込めて質疑させていただきます。

1つ目、先週日曜日、12月7日に私、ME/CFSセミナーに参加させていただきました。いわゆる慢性疲労症候群のセミナーです。

難病で苦しんでいる方が大変いるわけであり、専門のドクター2人による、大変有意義なセミナーに参加させていただきました。

その中で、広く慢性疲労症候群を啓発して、知るきっかけになるということで、全国各地でライトアップされていることが紹介されていました。

私は、ぜひ、本市でもライトアップという思いであります。ちなみに県は、アスパムでライトアップされております。

そこで質疑です。

来年、5月12日のME/CFS啓発デーに本市も、市役所本庁舎などでライトアップをし、CFS慢性疲労症候群について周知・啓発をしてはどうでしょうか。

**○関貴光委員長** 保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 12月7日のセミナーは、私も参加させていただきました。これまでもCFSの団体と連携しながら周知・啓発を進めてきているところであります。世界啓発デーにおけるライトアップについて、同団体からも要望がありましたことから、実施する方向で関係部局と調整しているところです。

**○関貴光委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 実施していただけるということありがとうございます。

2つ目、熊出没、被害対策に関しましてですが、やはり、市環境部、農林水産部含め、猟友会との連携が一番大事です。場合によっては警察です。その中でやはり、即時性も持つには、私はガバメントハンター——市職員による猟友会のメンバーが必要だと思います。

そこで質疑します。

市はガバメントハンターの採用を検討し、猟友会と円滑な連携を図るべきと考えますが、市の考えを示してください。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** ガバメントハンターの採用についてでありますけれども、本市といたしましては、他都市の事例を参考に、わな猟、それから銃猟の免許保有者、こういった方を会計年度任用職員として雇用が可能かどうかにつきまして、さらに適任者がいるかどうかということについて現在、猟友会に相談しているところであります。

今後、適任者の方がおられた場合につきましては、当然、雇用条件が調わないと駄目ですので、条件が調い次第、採用する方向で検討しているところであります。

○**関貴光委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** 適任者がいらっしゃれば、採用する方向でということでありました。ありがとうございます。ぜひ、採用していただければと思います。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )